

2013年6月21日

ミャンマー税法に関する建設業界からの質問

ミャンマーに進出している日系建設会社は、弊社を含め駐在員事務所のステータスで、現地法人格での進出形態をとっていないケースがほとんどです。

今後この進出形態が見直されるケースは駐在員事務所ステータスにおいて建設工事の請負契約が締結できるかどうかという基本的な問題、及びその場合の税務申告方法と適用税率によって大きく左右されると理解しています。

またこの駐在員事務所の場合、非居住者扱いになるという理解です。

この駐在員事務所が工事を請け負う際の納税形態について、

- ① 建設工事を請け負う場合には PE(恒久的施設)として源泉税は 2%適用と考えてよいか？それとも非居住者として 3.5%でしょうか？
- ② 上記の場合、法人税申告における適用税率は居住者課税の 25%もしくは非居住者課税の 35%のいずれでしょうか？
- ③ 駐在員事務所登録の日系建設会社がティラワ SEZ 造成工事の入札において現地ミャンマー建設会社との応札形態の条件が以下の通りとなっています。
Employer's Requirement ER-3, 3.General Instruction for Proposal Preparation
3.5 Applicants: Consortium or JV of Japanese contractor and Myanmar contractor です。
この場合、Consortium 又は JV として会社登録をする必要があるのでしょうか？
それとも Consortium 又は JV 各々の会社が出資比率によって税計算をすればよいのでしょうか？
- ④ この場合の源泉税及び法人税の適用税率は PE として源泉税 2%、法人税率 25%で宜しいでしょうか？
- ⑤ 2013年4月の商業税(Commercial Tax)について、入手している資料では、Land, Building(Design, Drawing, Landscaping and Decoration, Renovation)の Total Receipt に対して 5%という記述があります。建設工事の請負金額に対して 5%かかるという理解になるのでしょうか？